

<市長記者会見資料>

総務部行財政経営課

行政手続における押印の見直しについて

行政手続における押印の見直しは、市民や事業者の方々の負担の軽減と利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進していく上でも重要な取組です。そのため、徳島市では、市民や事業者の方々に提出していただく申請書や届出書など、行政手続に必要な書類への押印の見直しにこれまで取り組んできました。

そこで、この度、既に廃止した手続887件に加え、これまで準備を進めてきた882件の手続書類について、7月1日から押印を廃止した手続きをスタートします。

1 押印を見直した書類 1,769件

【内訳】	7月1日から実施	882件
	これまでに実施済	887件

2 7月1日から押印を見直す主な手続書類

(1) 暮らしに関する手続

(ふれあい収集利用申請書、木造住宅耐震診断等申込書、市営住宅入居申込書、家具転倒防止家具等固定申請書、移住支援金支給申請書 等)

(2) 子育て・教育に関する手続

(子ども医療費受給者証交付申請書、教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書、就学援助申請書 等)

(3) 健康・福祉に関する手続

(妊婦一般健康診査費助成申請書、生活よりそい支援金給付申請書、介護保険資格取得・異動・喪失届、市バス無料乗車証申請書 等)

(4) その他の手続(事業者向け)

(市ホームページ広告掲載申込書、農地施設アドプト活動参加申込書、まちかど救急ステーション表示証交付申請書 等)

3 押印見直し状況 別紙資料参照

※ 押印を廃止する手続書類の一覧については、会見終了後、徳島市ホームページで公開します。

以上

<問い合わせ先>  
総務部 行財政経営課  
電話：088-621-5113

## ◆ 押印見直しの状況（令和3年7月1日）

分類	国の法令等に基づくもの	市の規定に基づくもの	合計
押印を見直した書類	595	1,174	1,769 (76%)
7月1日から実施	52	830	882 (38%)
これまでに実施済	543	344	887 (38%)
引き続き押印見直しを検討する書類	0	341	341 (15%)
法令等で押印を義務付けている書類	207	0	207 (9%)
合計（行政手続検討書類）	802	1,515	2,317

※（）内は、合計に対する割合